

# 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」令和6年度事業の実施結果について

## 1 総評

自己評価が「計画以上の事業を実施できた」・「計画どおり事業を実施できた」・「概ね計画どおりに実施できた」となっているものは、148事業となり、予定されている155事業（7事業は同施策のなかで実施）の内の割合は95.5%となり、概ね計画どおりの事業を実施することができました。

一方、「計画どおりに進まなかった」・「ほとんど計画どおりに進まなかった」となっているのは、No. 66「加害者対策に関する国の調査研究等、動向把握・情報収集」、No. 71, 83「生活再建支援事業等の充実」、No. 81「DV被害者が利用可能な各種制度等の総合的な情報提供」、No. 92「県や市町村等の相談機関の連携」、No. 113「保育所への優先入所」、No. 117「市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進」の6事業となり、それぞれの施策ごとの課題を次年度に活かしていきます。

## 2 自己評価の状況について

### ＜目標の達成状況＞

		計画以上の事業を 実施できた (A) 100%以上	計画どおり事業を 実施できた (B) 100%	概ね計画どおりに 実施できた (C) 51%~99%	計画どおりに進ま なかった (D) 11%~50%	ほとんど計画どお りに進まなかった (E) 10%以下	未 実施	計
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	15	19	1	0	0	※ 2	37
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	2	31	0	1	0	0	34
III	被害者の自立に向けた支援	0	19	1	1	2	0	23
IV	子どもの安全保障と支援	12	12	1	1	1	0	27
V	市町村におけるDV対策の推進	0	9	2	1	0	0	12
VI	被害者支援のための体制強化	7	16	1	0	0	0	24
	計	36	106	6	4	3	2	157

※No. 27, 28は令和3年度のみ実施

### 3 令和6年度の取り組みならびに課題

#### I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

- 啓発物の作成・配布、教育機関を通じた若者のためのDV予防セミナーや人権教育により、DV防止のため広報啓発を行いました。今後もキャンペーン、児童虐待対策と連携した啓発物品の作成、SNS等多様な広報媒体の活用等により、広報啓発に取り組んでいきます。令和7年度にはインターネットアンケート調査等を実施予定であることから、調査の結果を効果的な広報啓発へと役立てていきます。
- 令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、困難女性支援法）が施行されたことから、DV相談窓口のみならず、困難な問題を抱える女性への支援に関する相談窓口についても併せて広報啓発を行いました。

#### II 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

- DV職務担当者研修においては、令和6年4月に困難女性支援法の施行、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法）の改訂に伴い、女性支援や保護命令制度の拡充等に関する内容を盛り込みました。
- 相談・一時保護体制の充実のため、専門的研修やスーパービジョン体制の整備等により支援者の専門性向上を図り、多様なケースに適切に対応していけるよう努めました。
- 今後もDV被害者の意向を踏まえながら、適切な安全確保や相談支援、情報提供が行われるよう、各種会議において情報提供を行うとともに、市町村間や各関係機関が情報交換を行える機会を設けていきます。
- 加害者対策については、国の動向を注視しながら、他県での取り組みについて情報収集を行うに留まりました。今後も加害者対策検討作業部会において、被害者支援につながる加害者対策として必要な施策について、慎重に検討していきます。

#### III 被害者の自立に向けた支援

- DV被害者の自立に向けた支援の促進のため、会議等において各種制度について周知、利用促進のため情報提供を行いました。DV被害者や困難な問題を抱える女性支援が適切に行われるよう、困難女性支援法の施行に伴う、職員向けのマニュアルの見直しも進めていきます。
- 困難な問題を抱える女性生活再建支援事業等については、対象者を困難な問題を抱える女性（DV被害者を含む）へと広げましたが、利用実績はありませんでした。今後もDV被害者を含む困難な問題を抱える女性のニーズを把握し、内容の見直し等を行いながら、一時保護中及び退所後の生活再建に向けた支援を推進していきます。

#### IV 子どもの安全確保と支援

- DV防止対策担当と児童虐待対策担当の連携強化のため、「DV・児童連携強化のためのマニュアル（令和5年度作成）」、県配偶者暴力相談支援センターによる「児童相談所へのDVにかかる出張相談」の活用促進のため各種会議にて周知を図りました。「児童相談所へのDVにかかる出張相談」について、実績はありませんでしたが、児童虐待対策やDV防止対策の現場に即しているか実情を把握するよう努めていきます。
- 児童虐待対策とDV防止対策は、安全確保にあたっての優先順位の違い等から、円滑な連携が難しい面もあります。「DV・児童連携強化のための

マニュアル」の活用や「DV・児童虐待職務関係者研修」の充実等により、互いの役割について理解を深め、連携強化へとつなげていきます。

#### V 市町村におけるDV対策の推進

- 各種会議において市町村応援マニュアルを活用しながら、市町村DV防止基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター整備について働きかけました。DV防止基本計画策定市町村は、52団体となっており、ほとんどの自治体において、計画の策定が進んでいます。配偶者暴力相談支援センターについては、新設がなく目標とする11市町村には達していない現状です。背景としては、県設置の配偶者暴力相談支援センターが15箇所あり、市で設置の5箇所と合わせ既に20箇所(全国3位)設置されている点も挙げられます。市町村で設置されることにより、証明書を自らが発行でき、ワンストップサービスが実現される等、DV被害者にとってのメリットとなる点について、引き続き働きかけを行っていきます。
- 市町村におけるネットワーク会議等の連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、各種会議等で働きかけていきます。

#### VI 被害者支援のための体制強化

- 相談内容が複雑化・多様化し、よりきめ細やかな支援が必要であることから、女性サポートセンターの中核的機能強化、相談業務に携わる職員の専門知識の習得や資質向上が求められます。そのため、基本的知識の習得及び実践的な対応力の向上に結びつく研修の開催、女性サポートセンターから各市町村への講師派遣、男女共同参画センターによるスーパービジョン等により、相談員の資質向上を図りました。
- 令和6年度に新たに設置した千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議等を活用しながら、情報交換やケース検討の機会を通じて、困難事例や個々の状況に適切に対応できるよう被害者支援のための体制強化を図ります。

## 4 その他

「男女共同参画社会実現に向けての県民意識調査(千葉県総合企画部・令和6年10月実施)」では、配偶者からの暴力経験者のうち、相談した人の割合は20%に達していないことが明らかとなりました。広報啓発により、DV被害の早期の気づきをより一層促すと共に、県民からのニーズを把握し、相談しやすい環境づくりに努めていきます。

利用実績の少ない事業については、周知を図り実績を重ねるとともに、現場の実態に即しているか実情の把握に努め、適宜実施方法等の見直しを検討し、DV対策を推進していきます。

また、千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議等を活用しながら、市町村、民間団体、関係各課等と連携を図り、適切なDV被害者支援へと繋げていきます。